

## 暮らしサポート



消費生活に関する  
問合せ・相談は消費  
生活センターへ

## 「自分だけは大丈夫」と 思っていないですか？

消費者トラブルは  
悩まず早めに相談を！

### 見守り 新鮮情報

#### 百貨店をかたる偽通販サイトにだまされないで

ネットで「免税店の閉店にあたり、高級腕時計が格安で売り出される」という広告を見つけ、通販サイトにアクセスした。100万円以上もする腕時計が約3万円になっており、大手百貨店なので信用して注文した。その後、商品は代金引換で届き、宅配業者に代金を支払い受け取った。しかし、腕時計は動かず偽物だと分かった。(80歳代 男性)

##### 【ひとこと助言】

価格に惑わされず、怪しい通販サイトにはアクセスしないことが大切です。百貨店のロゴマークや名称が表示されているからといって、本物だとは思わず、サイト内にある販売業者の名称、住所、電話番号などをよく確認しましょう。代金引換で支払って商品を受け取ると、後で偽物だと分かって返金は困難です。支払い方法が代金引換のみの通販サイトには注意が必要です。注文後に偽通販サイトだと気付いたら、代金を支払う前に、キャンセルの連絡や受け取り拒否等しましょう。



### 見守り 新鮮情報

#### 検針票を見せないで 電気の契約切り替えトラブル

「契約中の大手電力会社の代理店を名乗る人が突然訪問し、『電気代が安くなる。電気の検針票を見せてほしい』と言われ、理解しないまま申込書に署名し供給地点特定番号を書いてしまった。書面はなく、内容がよく分からないので解約したい」と地域の高齢者から民生委員の私に相談があった。どう対応したらよいか。(当事者：70歳代 男性)

##### 【ひとこと助言】

電気の契約を切り替えると電気代が安くなると勧誘されても、料金プランや算定方法などをしっかり説明してもらい、自分に合っているかよく検討することが大切です。大手電力会社などを名乗るケースがみられます。実際の契約先はどこになるのか、事業者名や連絡先をよく確認しましょう。電力会社等は、検針票に記載されている顧客番号や供給地点特定番号などにより契約を行っています。記載情報を元に勝手に契約を切り替えられるケースもあるため、安易に教えないようにしましょう。



～以上2件、国民生活センター「見守り新鮮情報」より引用・抜粋～

### 司法書士による無料相談

司法書士会より司法書士相談員が派遣され、登記・相続・消費生活に関する相談が無料で受けられます。相談の2日前までにご予約下さい。

【開催日時】5月13日(金)午前9時30分から11時30分まで

【会場・受付】美浦村消費生活センター

### 消費生活に関する相談は

- ◇村消費生活センター（消費生活相談全般）☎885-7141(直通)  
月・水・木・金 午前9時～正午、午後1時～4時  
(相談の受付は、午前は11時30分、午後は3時30分まで。)  
※相談員が不在の場合がありますので、電話でご確認ください。
- ◇消費者ホットライン（全国共通）☎1188※3桁で繋がります。
- ◇県警悪質商法110番（訪問販売や悪質業者に絡む各種相談）  
午前8時30分～午後5時15分 ☎029-301-7379